

## <貿易関係証明について>

### <貿易関係証明申請者登録>

原産地証明をはじめとする商工会議所の貿易関係証明は、申請者の自主申告に基づいて、第三者である商工会議所が行うものです。このため、申請者（事業者）が実在することを商工会議所において確認することが必要となります。また、発給申請が、申請会社の意思に基づいて正規に行われていることを確認するため、申請会社代表者から社内役員・従業員に申請権限が委譲されている事実を確認することが求められます。（証明発給段階での権限委譲を受けた従業員等の登録サインの照合によって行います。）

こうしたことから、商工会議所では、貿易関係証明の発給を申請しようとする企業に対し、商工会議所の会員制度とは別に、貿易登録を行っていただく仕組みを制度化していますので下記の必要書類の提出が必要となります。

#### ① 貿易関係証明に関する誓約書（申請者向け）

- ・ 日本語で書かれている面のみ、ご記入・ご捺印下さい。

#### ② 貿易関係証明（申請者・代行業者）業態内容届

1. 表面は太枠内のみご記入下さい。
2. 裏面の「貿易関係証明申請者署名届」へも必ずご記入下さい。
  - \* 裏面Signature欄は原産地証明用紙の9. Declaration by the Exporterにサインされる方のお名前をアルファベットでご記入下さい。（原産地証明書をはじめ、認証を受ける書類及び典拠書類上の署名と同一であることが必要です。）
  - \* 表・裏面ともに英文でご記入いただく項目がありますのでご注意ください。

#### ③ 典拠書類

1. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
2. 印鑑証明書（誓約書に押印された印鑑の証明書）
  - \* とともに3ヶ月以内に発行された原本が必要です。

#### ④ 登録有効期間

- ・ 登録日より2年間となります。登録有効期間内に更新手続きがとられない場合は登録が自動抹消され、証明書の取得申請が不可能となりますのでご注意ください。

### <各貿易関係証明発給手続き>

1. 貿易関係証明発給申請書
2. 証明書（原産地証明書又は証明書類）・・・ 必要部数+商工会議所控え1部
3. 典拠インボイス（原産地証明のみ）

### <登録・手数料>

項 目	手 数 料		備 考
	会 員	非 会 員	
新規事業者登録料	無 料	11,000 円	
各 証 明 書	原産地証明書	1,100 円	5,500 円
	インボイス証明書	1,100 円	5,500 円
	サイン証明書	1,100 円	5,500 円
	会員証明書	1,100 円	- 円
	その他証明	1,100 円	5,500 円

※ 登録・手数料は消費税込みの金額(令和1年10月1日から消費税10%)

<提出書類一覧>

□新規登録事業所

様式	部数	確認	備考
貿易関係証明(申請者・代行者) 業態内容届	1	<input type="checkbox"/>	
貿易関係証明に関する誓約書(申請者向け)	1	<input type="checkbox"/>	
貿易関係証明発給申請書	1	<input type="checkbox"/>	
原産地証明書	必要部数+ 会議所控	<input type="checkbox"/>	
典拠インボイス(積送品明細)	1	<input type="checkbox"/>	
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1	<input type="checkbox"/>	
印鑑証明書	1	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

※誓約書の代表者印は印鑑証明書の印を押印願います。

※登記事項証明書、印鑑証明書は、ともに3ヶ月以内に発行された原本が必要です。

□登録済み事業所

様式	部数	確認	備考
貿易関係証明発給申請書	1	<input type="checkbox"/>	
原産地証明書	必要部数+ 会議所控	<input type="checkbox"/>	
典拠インボイス(積送品明細)	1	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	